

**亀岡ゆう・あいサポートシステム
登録グループ主催事業
「#Metoo・セクハラ紙芝居」学習会**

グループに登録していない人も自由に参加できます。

と き 4月21日(日)

午後1時～3時

ところ ガレリアかめおか3階かめ
おか市民活動推進センター

対象 どなたでも

内容 セクハラはダメだという意識は広がっているが、まだまだ会社・社会の中で存在しているのはなぜかを一緒に考えましょう。

定員 15人

参加費 無料

申し込み **問** 4月17日(水)までにジェンダーフリーのまちづくり会議：兎玉 TEL090-3869-1885

(人権啓発課)

手帳などの交付を受けた人についても、随時申請受け付け(月割減免)を行っています。

申請先 **問** 京都府南丹広域振興局税務室(荒塚町)京都府亀岡総合庁舎

TEL22-0330、FAX22-0415

(障害福祉課)

「かめナビ～亀岡市医療・介護情報マップ～」ができました

GIS(地理情報システム)を利用した医療と介護分野の各事業所の位置情報や在宅医療に必要な各種情報をインターネット上で見ることができるシステムです。

現在掲載している事業所は、

○病院・診療所

○歯科診療所

○調剤薬局

○訪問看護ステーションです。
※今後、介護保険事業所も順次掲載していく予定です。

利用方法 ①二次元バーコードを読み取り「京都府・市町村共同統合型地図情報システム(GIS)」のページにアクセスしてください。



②「地域コミュニティ(亀岡市)」または「医療・福祉」を選択→「かめナビ～亀岡市医療・介護情報マップ」を選択してください。

問 市役所1階健康増進課16番窓口
TEL25-5004

(健康増進課)

証明書コンビニ交付サービス一時停止のお知らせ

4月23日(火)は、元号改正に伴うシステム検証作業を行いますので、終日証明書コンビニ交付サービスを利用いただけません。

証明書が必要な人は、早めに手続きしてください。

問 市役所1階市民課

TEL25-5019、FAX25-5021

(市民課)

**聴覚障害者に関わるすべての皆さんへ
～みんなのほっとコミュニケーション～**

《手話通訳の派遣・要約筆記の派遣》

手話通訳(者)・要約筆記(者)は耳の不自由な人のためだけに存在するのではなく、聴覚障害者とコミュニケーションを図る必要のあるすべての人のためにも存在します。すべての人が平等に情報を得て生活をしていくために派遣を利用することができます。

《情報提供広場》

聴覚障害者の情報収集と情報交換ふれあいの場を開催しています。

・主に手話をコミュニケーション手段とする人の『さんサン広場』

・主に中途失聴者・難聴の人『きこえの広場』『難聴者コミュニケーション広場』

詳しくは問い合わせください。

申し込み **問** 来館、電話またはFAXで障害者福祉センター[総合福祉センター内(午前9時～午後9時)、火曜日・祝日は休館、日曜日は午後5時まで]

TEL24-0294、FAX24-3071

(障害福祉課)

亀岡市消費生活センターからのお知らせ

このコーナーでは、相談窓口へ寄せられる相談や苦情で、最近、多く見られる事例を紹介します。皆さんも、暮らしに関わる情報に関心を持ち、契約するときなどは十分に注意しましょう。

《相談に乗るとお金がもらえる!? うまい話に惑わされないで》

【トラブル事例】

スマートフォンを見ていたら「悩みがある人の相談に乗るとお小遣いがもらえる」というサイトの広告が目にとまり、登録した。相手からメールが届き、何度もやり取りした後、「お礼の30万円を支払うためには、支払用のサイトシステム料をポイントで買う必要がある。」と言われ、5万円を支払った。その後、相手とは連絡が取れなくなってしまい、お礼のお金はもらえていない。返金してほしい…。

【消費者へのアドバイス】

○見知らぬ人から、簡単なやりとりだけでお金がもらえるということは、絶対にありません。相談に乗るだけでお金をあげるなどの言葉をつのみにせず、知らない相手とはやり取りしないようにしましょう。

○メールの相手はサイトが雇った「サクラ」である可能性があります。謝礼金などをもらう条件として、ポイント購入などお金の支払いを要求されることとなります。一度お金を支払ってしまうと取り戻すことは非常に困難です。

○少しでもおかしいと思ったら、消費生活センターに相談してください。

問 消費者ホットライン 全国共通3桁ダイヤル **188**

お住まいの地域の消費生活センターにつながります。

【亀岡市消費生活センター】

市役所1階市民課内(5番窓口) TEL25-5005、FAX25-5021



(消費生活センター)

平成31年度自動車税に係る身体障害者等減免申請受け付け

京都府では自動車税に係る身体障害者等の減免申請を次のとおり受け付けています。

期間 5月31日(金)まで

午前9時～午後5時

対象 心身に障害のある人が使用される自動車やその人のために使用される自動車で、4月1日現在で一定の要件に該当する人。

※すでに減免を受けている人で継続のはがきを提出し、変更のない場合は申請する必要はありません。

なお、年度途中で身体障害者

毎週水曜日は「地域子ども出迎えデー」《地域の子どもたちを地域で守ろう!》